六　［略］

七　代表者等から、電子署名が行われた貸与の相手方との貸与契約の締結に関する氏名、住所及び生年月日の情報及び当該電子署名に係る電子証明書を受信する方法

［略］

八　代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。以下この項において同じ。）から第二十四条において準用する第五条第一項第一号に定める書類又は同項第三号に規定するものの提示を受けるとともに、当該書類に記載されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等（相手方の住居において、郵便の業務に従事する者又はこれに準ずる者の立入りが法令上禁止されていることその他の書留郵便等によることができない正当な理由がある場合には、特定記録郵便等）により転送不要郵便物等として送付する方法

九　代表者等から第二十四条において準用する第五条第一項第一号ヘに掲げるもの若しくは同項第三号に規定するもの又は第二十四条において準用する第五条第一項第一号に定める書類若しくは同項第三号に規定するものの写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2　前項第二号、第三号、第五号、第九号又は第十号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、貸与業者の従業者が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［3　略］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　法第十条第二項において準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　貸与の相手方に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　第十九条第一項第一号ロ、ハ、ホ、ヘ、リ若しくはヌ、第三号ロ、ハ、ホ、ヘ若しくはヌ又は第四号ロからニまでに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

ヘ　第十九条第一項第一号ハ(1)、リ(1)又はヌ(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払方法を特定するに足りる事項

五　貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　前条第一項第二号、第三号、第五号、第六号又は第八号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

［六～八　略］

五　［同上］

六　代表者等から、電子署名が行われた貸与の相手方との貸与契約の締結に関する情報及び当該電子署名に係る電子証明書を受信する方法

七　［同上］

［新設］

八　代表者等（住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第十七条第三号に規定する国外転出者に限る。）から第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号ヘ若しくは第三号に規定する書類又は第二十四条において読み替えて準用する第五条第一項第一号若しくは第三号に規定する書類の写しの送付を受けるとともに、当該書類又はその写しに記載されている代表者等の住居に宛てて、貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法

2　前項第二号、第四号又は第八号に規定する方法による貸与の相手方との貸与契約の締結に係る文書の送付は、提示若しくは送付をされた書類若しくはその写しに記載され、又は当該半導体集積回路に記録されている代表者等の住居において、貸与業者の職員が当該代表者等に当該文書を交付することをもって代えることができる。

［3　同上］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　第十九条第一項第一号ロ、ニ、ホ若しくはチ、第三号ロ、ニ、ホ若しくはチ又は第四号ロからニまでに掲げる方法（同号ハ及びニにあっては、括弧書に規定する方法に限る。）で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

ヘ　第十九条第一項第一号ロ(1)又はチ(1)に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、代金の支払い方法を特定するに足りる事項

五　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　前条第一項第二号、第四号、第五号又は第七号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

［六～八　同上］